

規制の事前評価書

政策の名称	実施計画の認定		担当部局名	医政局医療経営支援課	作成責任者名	医療経営支援課長 佐藤 美幸	評価実施時期	平成27年4月
法令案等の名称・関連事項	医療法の一部を改正する法律案による改正後医療法第42条の3以下							
規制の目的、内容及び必要性等	<p>社会医療法人の認定を受けた医療法人に認められる収益事業については、当該事業の収益を医療機関の経営に充てることを通じ、地域で必要な医療を確保する役割を担っています。しかし、社会医療法人が、当該社会医療法人の責めに帰することができない事由にもかかわらず、救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなったことで社会医療法人の認定が取り消される場合があります。社会医療法人の認定が取り消されたことにより収益事業の実施ができなくなった場合、当該社会医療法人が所在する地域において必要な医療を確保することができなくなるおそれがあります。</p> <p>このため、社会医療法人が、当該社会医療法人の責めに帰することができない事由により社会医療法人の認定を取り消された場合であっても、都道府県知事により実施計画の認定を受けたときは引き続き収益事業の実施を認め、地域で必要な医療を確保する役割を担保する必要があります。</p> <p>そこで、社会医療法人が、救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなったことに伴い、社会医療法人の認定要件を取り消された場合において、それが当該社会医療法人の責めに帰することができない事由によるときは、当該救急医療等確保事業の内容等を記載した実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた場合には、引き続き収益事業を行うことができることとします。</p>							
想定される代替案	社会医療法人が救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなった場合であっても、一定期間その認定を取り消さないことができることとします。							
規制の費用	費用の要素			代替案の場合				
1 遵守費用	救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなったことに伴い、社会医療法人の認定を取り消された医療法人において、引き続き収益事業を行うための当該救急医療等確保事業の内容等を記載した実施計画を作成するための費用が発生します。			特段の費用は発生しません。				
2 行政費用	都道府県において、救急医療等確保事業の内容等を記載した実施計画を確認するための費用が発生します。			特段の費用は発生しません。				
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しません。			救急医療等確保事業は都道府県の医療計画に記載されている事項の一つであり、救急医療等確保事業の実績要件を満たさなくなったにもかかわらず何ら措置を講じないことにより、都道府県の医療計画で必要性の高いものとして位置づけられた医療が確保されないおそれがあります。				
規制の便益	便益の要素			代替案の場合				
救急医療等確保事業の内容等を記載した実施計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることで社会医療法人は引き続き収益事業を行うことができ、ひいては地域で必要性の高い医療の充実に貢献していくことができます。				社会医療法人であることで得られる措置（収益事業が可能となること等）が失われる可能性が低くなり、社会医療法人は安定的に病院等の運営が可能となります。				
政策評価の結果 (費用と便益の関心の分析等)	<p>本改正案により、その認定を取り消された社会医療法人及び都道府県において費用が発生しますが、地域で必要性の高い医療の充実という社会的便益が生じます。この便益は費用を大きく上回っており、適切な規制であると考えられます。</p> <p>一方、代替案においては遵守費用及び行政費用は発生せず、社会医療法人においては安定的な病院運営が行えるものの、救急医療等確保事業の実績要件を満たさない状態で何も措置を講じない場合、都道府県の医療計画で必要性の高いものとして位置づけられた医療の確保ができないという社会的費用が発生する可能性があるため、代替案よりも改正案のほうが望ましいものと考えられます。</p>							
有識者の見解その他関連事項	平成27年2月9日に開催された医療法人の事業展開等に関する検討会において報告書が取りまとめられ、その中で、社会医療法人が担っている救急医療等確保事業は地域医療において重要であることから、周辺環境の変化等により要件を満たさなくなって認定を取り消された場合においても救急医療等確保事業を継続させることができるよう、特別な計画を策定し、認可を受ければ収益事業を実施でき、救急医療等確保事業のための施設の改築・設備整備を実施できるとする経過措置を設けることとされています。							
レビューを行う時期又は条件	医療法の一部を改正する法律案において、法律の施行後5年を経過した場合に、法律の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされています。							